

瀬戸市資源リサイクルセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市規則第 1 8 号

瀬戸市資源リサイクルセンター条例施行規則の一部を改正する規則
瀬戸市資源リサイクルセンター条例施行規則（平成 1 5 年瀬戸市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開館時間) 第 2 条 瀬戸市資源リサイクルセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 9 時から <u>午後 4 時</u> までとする。 2 <省略>	(開館時間) 第 2 条 瀬戸市資源リサイクルセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 9 時から <u>午後 5 時</u> までとする。 2 <省略>

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。